



2025 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名	窪田製薬ホールディングス株式会社
代表者氏名	代表取締役会長、社長兼最高経営責任者 窪田 良
	コード番号 4596 東証グロース
問合せ先	広報・IR 担当 (TEL 03-6550-8928 (代表))

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 4 月 18 日開催の当社 2024 年度定時株主総会の委任を受け、当社の取締役に対し第 36 回新株予約権をストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第 1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の代表取締役会長、社長兼最高経営責任者が受ける利益と当社の株価を連動化させることで、当社を含む当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気をより一層高めること、及び金銭報酬の水準を抑制し、株式型報酬の水準を高めること等を目的としております。

第 2 第 36 回新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

窪田製薬ホールディングス株式会社第 36 回新株予約権

2. 新株予約権の総数

16,687 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社の普通株式 100 株（以下「付与株式数」という。）とする。

なお、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使さ

れていない本新株予約権の目的である当社普通株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 株未満の当社普通株式の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後付与株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を除く。）を、(ii)「調整後付与株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を除く。）で除した割合をいうものとする。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（1 円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

また、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

5. 本新株予約権を行使することができる期間

2025 年 5 月 30 日から 2035 年 5 月 21 日まで

6. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が、死亡若しくは障害以外の事由により、当社の取締役（社外取締役を含む）、

使用人及びコンサルタント並びに当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合で、かつ正当な理由により解約されたのでない場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（ただし、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

- (2) 本新株予約権者が、障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から12ヶ月間以内（ただし、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (3) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から12ヶ月間以内（ただし、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (4) 本新株予約権者が、正当な理由により役務提供者を解約された場合、当該本新株予約権者の本新株予約権は、当該本新株予約権者が役務の提供を終了した日、又は当社が決定したそれ以降の日において、当社が決定した条件に従い（ただし、いかなる場合においても行使期間満了日までに）失効する。

8. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

9. 当社による本新株予約権の取得

- (1) (a)当社が消滅会社となる合併契約書、(b)当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画、又は(c)当社が分割会社となる吸収分割契約書若しくは新設分割計画（ただし、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認されたとき（当社の株主総会による承認が不要な場合には、当社取締役会決議で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 本新株予約権者が上記7.の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 当社と本新株予約権者の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

10. 合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転時の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。ただし、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
- (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i) 上記 4. に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される 1 株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権 1 個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記 7. に定めるところと同様とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記 8. に定めるところと同様とする。

11. 本新株予約権の行使により発生する端数の処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

12. 本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

13. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

14. 本新株予約権を割り当てる日

2025 年 5 月 30 日

15. 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる本新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる本新株予約権の数
当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者	1 名	16,687 個

16. その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以 上